

平成二十年十二月十八日提出
質問第三六四号

痴漢や盗撮行為により逮捕された外務省職員が在職し続けることの是非並びにその様な職員が外交業務に携わることが我が国の国益に与える影響等に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

痴漢や盗撮行為により逮捕された外務省職員が在職し続けることの是非並びにその様な職員が

外交業務に携わることが我が国の国益に与える影響等に関する質問主意書

平成十八年二月二十八日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六四第九一号、以下、「政府答弁書」という。）では、外務省において、①平成十一年四月一日朝に、通勤途上、同一女性に対して痴漢行為を行っていることが発覚した、②平成十三年一月二十六日、横浜駅ビルにおいて女性のスカート内をビデオ撮影しているところを現行犯逮捕された、③平成十六年五月二十日、出勤途中に乗り合わせた女性に対して痴漢行為を行った職員がおり、それぞれ減給処分を受け、「政府答弁書」が閣議決定された時点では、右の三名が外務省に在職していることが明らかになっている。右を踏まえ、以下質問する。

一 ①と③の職員は、痴漢行為が発覚した時点で逮捕されたか。

二 一で、逮捕されているのなら、起訴されたか否か等、①と③の職員に対してその後どの様な司法手続きがなされたのか説明されたい。また、現行犯逮捕された②の職員に対しても同様に、逮捕後、どの様な司法手続きがなされたのか説明されたい。

三 ①、②、③の職員は、本年十二月十八日現在も外務省に在職しているか。

四 三で、三名の職員が現在も外務省に在職しているのなら、それぞれ外務省のどの部署においてどのような業務に従事しているのか説明されたい。

五 外務省職員が痴漢や盗撮行為を行うことについての外務省の見解如何。

六 三で、三名の職員が現在も外務省に在職しているのなら、それは我が国の国益にどのような影響を及ぼすか。痴漢や盗撮等、外務省職員という身分以前に、人間として卑劣極まりない行為を行った人物が、その後も引き続き外交業務に従事することは、我が国の国益を大きく損なうことであると考えますが、外務省の見解如何。

七 三で、三名の職員が既に外務省を退職しているのなら、それはいつか、どのような形で退職したのか、三名の職員に対して退職金が支払われているのか否かの三点につき、説明されたい。

右質問する。